

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「丸運コーポレートガバナンス・ガイドライン」に示しております(丸運コーポレートガバナンス・ガイドラインの全文はこちらを参照 <https://www.maruwn.co.jp/ir/corporategovernance/>)。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則4-1-3 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画については、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる最適な人材を後継者とするべく取締役社長が責任をもってあたっております。

補充原則4-10-1 指名委員会・報酬委員会の設置

当社は、指名委員会・報酬委員会を設置していませんが、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、取締役(独立社外取締役および監査等委員である取締役を含む。)の指名・報酬に関する手続きにおいて、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会との協議を経ておりますので、この手続きにより、指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4

政策保有株式は、ガイドライン第3条(3)のとおりとします。

原則1 - 7

関連当事者間の取引は、ガイドライン第3条(5)のとおりとします。

補充原則2 - 4 - 1 女性の活躍推進を含む社内での多様性の確保

中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方は、ガイドライン第1条(8)のとおりとします。

なお、目標および達成状況については、次のとおりです(2023年4月1日現在)。

管理職に占める割合	目標	達成状況
女性	10%以上	2.9%
外国人	2%以上	0%
中途採用者	25%以上	21.2%

人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針は、ガイドライン第1条(9)のとおりとします。両者ともに、方針に基づき実施しております。

原則2 - 6

企業年金のアセットオーナーとしての機能は、ガイドライン第2条(3)のとおりとします。

原則3 - 1

情報開示の充実は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 経営理念・経営計画: ガイドライン第1条
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方: ガイドライン前文
- (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続: ガイドライン第4条(6)
- (4) 取締役の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続: ガイドライン第4条(3)、第5条(2)および第6条(3)
- (5) 取締役の選解任・指名についての説明: ガイドライン第4条(5)

補充原則3 - 1 - 3

サステナビリティに対する取組みは、ガイドライン第2条(4)のとおりとします。

「人的資本への投資」および「知的財産への投資」は、ガイドライン第2条(5)および(6)のとおりとします。

補充原則4 - 1 - 1

取締役会の決定事項は、ガイドライン第4条(1)のとおりとします。

原則4 - 9

独立社外取締役の独立性判断基準等は、ガイドライン第5条(3)のとおりとします。

補充原則4 - 11 - 1

取締役会が備えるべきスキル等や、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は、ガイドライン第4条(2)のとおりとします。

また、取締役の有するスキル等の組み合わせは、本報告書の最終ページに掲載しております。

補充原則4 - 11 - 2

取締役の他の上場会社役員等の兼務状況は、ガイドライン第5条(4)のとおりとします。

補充原則4 - 11 - 3

取締役会全体の実効性評価は、ガイドライン第4条(7)のとおりとします。

なお、本年の評価結果の概要は、当社ホームページに掲載しております (<https://www.maruwn.co.jp/ir/library/>)。

補充原則4 - 14 - 2

取締役に対するトレーニングの方針は、ガイドライン第4条(4)のとおりとします。

原則5 - 1

株主との建設的な対話に関する方針は、ガイドライン第3条(1)のとおりとします。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

2023年11月8日に当社及び東京証券取引所のホームページにて開示いたしました。

開示内容については、当社ホームページに掲載しております。 (<https://www.maruwn.co.jp/ir/strategy/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JX金属株式会社	11,041,848	38.12
株式会社佐藤企業	5,163,500	17.83
佐藤謙一	1,562,000	5.39
丸運グループ従業員持株会	828,919	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	648,000	2.24
大樹生命保険株式会社	400,000	1.38
MSIP CLIENT SECURITIES	254,300	0.88
株式会社みずほ銀行	249,382	0.86
株式会社三井住友銀行	240,708	0.83
株式会社三井住友信託銀行	230,000	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 スタンダード

決算期 3月

業種 陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
服部 裕	他の会社の出身者													
岡 香里	弁護士													
中澤 謙二	他の会社の出身者													
有野 一馬	その他													
堀 一浩	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部 裕			2013年6月まで当社の取引先である日油株式会社に在籍しておりました。	<p>化学業界の企業において経営に携わるなど、経営課題への対処等にかかる豊富な知見を有しており、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言を行っております。</p> <p>これらのことから、今後も監査等委員として、当社の中長期的な企業価値向上に向け、独立した立場から適切な監査、監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監視等をいただくことを期待するため、同氏を監査等委員である社外取締役としました。</p> <p>2013年6月まで当社の取引先である日油株式会社を取締役兼専務執行役員でありましたが、当社と同社との取引実績は僅少であること、同氏は同社を退職してから相当な年数が経過していることから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与え得るとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役と判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
岡 香里				<p>社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としてグローバル企業における危機管理・不正対応案件等に従事した経験と専門知識を有しており、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言を行っております。</p> <p>これらのことから、今後も監査等委員として、当社の中長期的な企業価値向上に向け、独立した立場から適切な監査、監督、助言をしていただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監視等をしていただくことを期待するため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役としました。</p> <p>同氏と当社の間には顧問契約等の特別な利害関係はないことから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与え得るとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役と判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
中澤 謙二			2018年6月まで、当社の主要な取引先であるJXTGエネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)に約33年間在籍しておりました。当社は同社から運送業務等を受託しております。	<p>社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、監査等委員会議長として監査等委員会の活発かつ効率的な議事運営を行なうとともに、石油業界の企業において企画部門を長年担当するなど、経営課題への対処等にかかる豊富な知見を有しており、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言を行っております。</p> <p>これらのことから、今後も監査等委員として、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な監査、監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者や役員報酬等の決定について関与、監視等をいただくことを期待するため、同氏を監査等委員である社外取締役としました。</p>

有野 一馬				<p>社外役員となること以外の方法で直接会社経営に關与した経験はありませんが、長国土交通省(旧運輸省)に勤務し、北陸信越運輸局長等の要職を歴任した後、財団法人等の理事長等を務め、運輸分野や組織運営に關して豊富な経験と知識を有しており、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言を行っております。</p> <p>これらのことから、今後も監査等委員として、当社の中長期的な企業価値向上に向け、独立した立場から適切な監査、監督、助言をしていただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について關与、監視等をしていただくことを期待するため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役としました。</p> <p>同氏と当社との間には、特別な利害関係はないことから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与えるとはいえず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役と判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
堀 一浩			<p>当社の主要な取引先であり、主要株主であるJX金属株式会社の取締役副社長執行役員を、主要な取引先であるパンパシフィック・銅工業株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は両社から運送業務等を受託しております。また、JX金属株式会社は当社発行済株式の約38%を保有しております。</p>	<p>グローバルな非鉄金属企業及びエネルギー企業において財務・企画・IRなど幅広い経験を有するとともに、その経営に携わるなど、経営課題への対処等にかかる豊富な知見を有しており、社外取締役として当社業務に対して適切な助言、提言を行っていただけるものと判断いたしました。</p> <p>これらのことから、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向け、適切な監督、助言をしていただくことを期待するため、同氏を社外取締役としました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査室に所属する兼務の使用人を2名配置しています。当該スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとします。

監査等委員会は、当該スタッフに対して、監査等委員会に係る業務を直接指示するものとし、当該指示を受けたスタッフは、監査等委員の指示に従い、業務を遂行します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から会計監査について説明を受けるとともに、定期的に情報の交換を行うなどの連携を図ります。

内部監査部門である監査室は、監査等委員会と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じ監査等委員の営業所および子会社への往査の際に同行することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して業績向上に向けての意欲を一層高めるため、業績連動報酬を導入しております。支給額は、当該年度の連結経常利益に応じ、内規に基づいて算出された額としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2023年3月期における当社の取締役に対する報酬額は年間総額110百万円です(そのうち社外取締役に対する報酬は42百万円です)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

ガイドライン第4条(6)のとおり

【社外取締役のサポート体制】

現在社外取締役に対しては、取締役会の開催に当たり、招集通知の送付とともに、議案に関する資料を事前に配布し、必要に応じて事前に説明を行っております。

また、監査等委員会に対し経営会議資料等を送付し必要に応じて説明することで、社外取締役に対し社内の動き等を逐次報告することとします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
該当者なし					

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役を少数、かつその半数以上を他社出身者とし、広範な視点からの意思決定を行えるよう機能を強化するとともに、社外取締役を2名以上選任し、独立した観点から経営に対する監督を行う体制としております。

当社は、定例の取締役会を原則として毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。社外取締役以外の常勤の取締役は、取締役会の決定によって定める業務の執行に当たっております。また、原則として毎月3回社長が議長となり、役付執行役員および社長が指名する執行役員からなる経営会議を開催し、重要事項の協議、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行っており、この経営会議には常勤監査等委員が出席します。

当社の監査等委員会の指名した監査等委員は、経営会議に出席するとともに、監査等委員全員は丸運グループサミット会、丸運グループESG推進会議、内部統制会議等に出席し、常に会社の状況について報告を受けており、これらの会議において必要と判断した時は、自由に意見を述べることができる体制となっております。

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)における取締役会の活動状況

【取締役会の出席状況】

地位	氏名	出席状況
代表取締役社長	桑原 豊	100%(15回/15回)
取締役	小菅 睦司	100%(3回/3回)
取締役	佐久間成安	100%(15回/15回)
取締役	植西 祐	100%(15回/15回)
社外取締役(監査等委員)	服部 裕	100%(15回/15回)
社外取締役(監査等委員)	岡 香里	100%(15回/15回)
社外取締役(監査等委員)	中澤 謙二	100%(15回/15回)
社外取締役(監査等委員)	有野 一馬	100%(15回/15回)

(注)2022年度において、当社は取締役会を15回開催しております。なお、取締役小菅睦司は、2022年6月24日開催の第120期定時株主総会終結時をもって任期満了により当社の取締役を退任しており、同氏の退任までに開催された取締役会は3回です。

2022年度における具体的な検討内容は、経営戦略(長期ビジョン)、ステークホルダーとの対話、政策保有株式の議決権行使や取扱い、取締役会の実効性評価等がありました。これらの他、当社取締役会規則に定める決定事項及び報告事項に該当する項目について検討を行っております。

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)における監査等委員会の活動状況

【監査等委員会の出席状況】

地位	氏名	出席状況
社外取締役(監査等委員)	服部 裕	100%(16回/16回)
社外取締役(監査等委員)	岡 香里	100%(16回/16回)
社外取締役(監査等委員)	中澤 謙二	100%(16回/16回)
社外取締役(監査等委員)	有野 一馬	100%(16回/16回)

監査等委員である取締役については、社外取締役4名体制となっております。

監査等委員である取締役は、取締役の職務執行の監査・監督、内部統制システムの運用状況の確認、会計監査人の評価等を行います。

また、内部監査部門である監査室は、取締役社長直轄の組織であります。

監査室は関係部門の協力を得て、国内外の事業拠点および関係会社を対象に定期的に監査を行い、内部統制の有効性を評価し、リスク管理の強化、不正・誤謬の防止に努めております。監査室の監査結果は監査等委員会に報告を行っているほか、監査等委員は監査室から日常的な情報提供を受けるなど、密接な連携を保っております。監査室が実施した内部統制の有効性評価等について、監査室と会計監査人は相互に意見交換や情報の共有化を行うことで適宜連携しております。

当社は、会社法および定款の規定により、社外取締役(5名)との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく会計監査および内部統制監査を清陽監査法人に依頼しております。同監査法人において監査業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については、次のとおりです。

1. 業務を執行した公認会計士の氏名 業務執行社員:大河原恵史氏、石井和人氏、乙藤貴弘氏
2. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士9名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の実効性のあるモニタリング・監督機能を高めるとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役委任し、迅速・果敢な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	ガイドライン第3条(2) に「招集通知の早期(株主総会開催日の3週間前日)発送」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の18日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	ガイドライン第3条(2) に「集中日を避けた株主総会の適切な日程設定」を定めております。 本年の定時株主総会は、集中日(6月29日)の6日前に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	ガイドライン第3条(2) に「議決権の電子行使の受付」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の18日前から電磁的方法による議決権の行使を受け付けました。
招集通知(要約)の英文での提供	ガイドライン第3条(2) に「招集通知の英訳のホームページへの掲示」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の27日前に当社ホームページに掲示しました。
その他	ガイドライン第3条(2) に「招集通知のホームページへの掲示」を定めております。 本年は、定時株主総会開催日の27日前に当社ホームページに掲示しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて「IR基本方針」として作成・公表公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算および第2四半期決算の説明会をそれぞれ開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信やプレスリリース、株主総会招集通知等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報・IR部 IR担当役員: 植西 祐 取締役常務執行役員 IR事務連絡責任者: 中山 浩一 広報・IR部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、地球環境の保全の推進、安全の向上、品質・顧客満足度の向上、ダイバーシティの推進と多様な働き方環境の構築、社会貢献活動の推進、企業経営の管理体制の向上の推進を重点分野とする「丸運グループESG推進規則」をグループ各社を対象に定めております。ESG経営を推進する活動に真摯に取り組み、誠実に業務を遂行して、持続可能な社会への貢献を通じて信頼される企業グループを確立いたします。

なお、具体的な取り組みについては、当社ホームページに掲載しております「サステナビリティレポート」をご確認ください。(<https://www.maruwn.co.jp/esg/report/>)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則等に基づき、当社の業務の適正性を確保するための内部統制システムの基本方針を定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて体制の見直しを行い、その改善・充実を図ることとしております。

内部統制システムの基本方針の概要は、以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、ガバナンス委員会規則を定め、企業活動のあらゆる場面において企業人として、そして社会市民として、法令遵守はもとより、社会規範ならびに企業倫理に則って誠実に行動することを基本方針として示し、行動指針を定めるとともにガバナンス委員会を運営する。

当社は、複数の独立社外取締役が取締役会に出席することにより、業務執行に関する決定の客観性及び妥当性を確保する。

当社は、内部監査組織である監査室による関連監査の実施及び通報制度運営要綱に基づく内部通報制度の運用により、コンプライアンスの強化を図る。
- 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、その他の議事録、稟議書等の文書について、法令及び文書取扱規則その他の社内規則に基づき適切に保存し、管理する。

当社は、情報セキュリティ基本規則、個人情報保護規則及び特定個人情報取扱規程に基づき会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報、個人情報及び特定個人情報を適切に取り扱うため、社内研修などを通じ、取締役及び使用人にその遵守を徹底する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の経営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合に、これに迅速かつ確に対応し、人的、物的な被害を最小限に抑え、もって、当社に課せられた社会的使命を全うすることを目的とした非常事態対応規則に基づき、社長を本部長とする非常対策本部を設置するなど、全社的なリスク管理の充実のための措置を講じる。
- 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び執行役員の業務執行状況を監督する。執行役員は、取締役会の決定によって定める業務の執行に当たる。

また、毎月3回社長が議長となり、執行役員のうち社長が指名した者、監査等委員会が指名した監査等委員が出席する経営会議を開催し、取締役会付議事項の協議、取締役会から取締役に委任された業務執行に係る意思決定を行う。職制規則、職務権限規則及び稟議規則により職制、分掌業務並びに職制別の決裁事項及び決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築及び運用について、丸運グループ全体として取り組むことを基本とする。

当社は、丸運グループサミット会運営要綱に基づき丸運グループサミット会を定期的で開催し、中期経営計画、予算等の連結経営に関する意識統一を図る。また、内部統制会議運営要綱に基づく当社及び連結対象関係会社を対象とした内部統制会議の定期的な開催及び以下の体制により、丸運グループの内部統制システムの確立を図る。

 - 当社は、丸運グループの総合的な発展と経営効率の向上を図るため、関係会社管理運営規則に基づき、丸運グループ各社の所管部署を定める。丸運グループ各社は、所管部署を通じて、重要事項の決定について当社の承認を得るほか、月次決算等の必要事項について、当社に報告を行う。
 - 当社は、丸運グループ各社において非常事態が発生した場合は、非常事態対応規則に基づき、当社として必要な指導・支援を行う。
 - 当社は、所管部署を通じて、丸運グループ各社の経営全般、営業活動等の指導、支援を行う。
 - 当社は、丸運グループコンプライアンス基本規則において、丸運グループの役員社員等の遵守すべき具体的規準、実施体制等を定めるとともに、丸運グループESG推進規則に基づき、丸運グループの地球環境の保全の推進、安全の向上、品質・顧客満足度の向上、ダイバーシティの推進と多様な働き方環境の構築、社会貢献活動の推進、企業経営の管理体制の向上の推進を図る。また、内部監査組織である監査室による丸運グループ各社への関連監査の実施及び通報制度運営要綱に基づく丸運グループ各社を含めた内部通報制度の運用により、丸運グループ全体としてコンプライアンスの強化を図る。
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととする。

当該スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

監査等委員会は、当該スタッフに対して、監査等委員会に係る業務を直接指示するものとし、当該指示を受けたスタッフは、監査等委員会の指示に従い、業務を遂行する。
- 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査要綱及び監査計画を尊重し、当社及び丸運グループ各社に関する監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。監査等委員会の定めた監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるよう体制を整備・運用する。

総務部管掌役員は、監査等委員会の求める事項について、監査等委員会への報告が適切かつ円滑に実施されるよう、関係部署との調整を図る。

当社は、監査等委員会に報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないよう適切に対応する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員の求めに従い、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる合理的な費用を負担する。

重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員に報告する。また、内部監査を担う監査室が監査等委員会と緊密な連携を保つ。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、丸運グループコンプライアンス基本方針および基本規則を定め、この中で、反社会的勢力とは一切関係をもつてはならない旨を規定しています。また、不当な要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的にき然とした対応をとることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

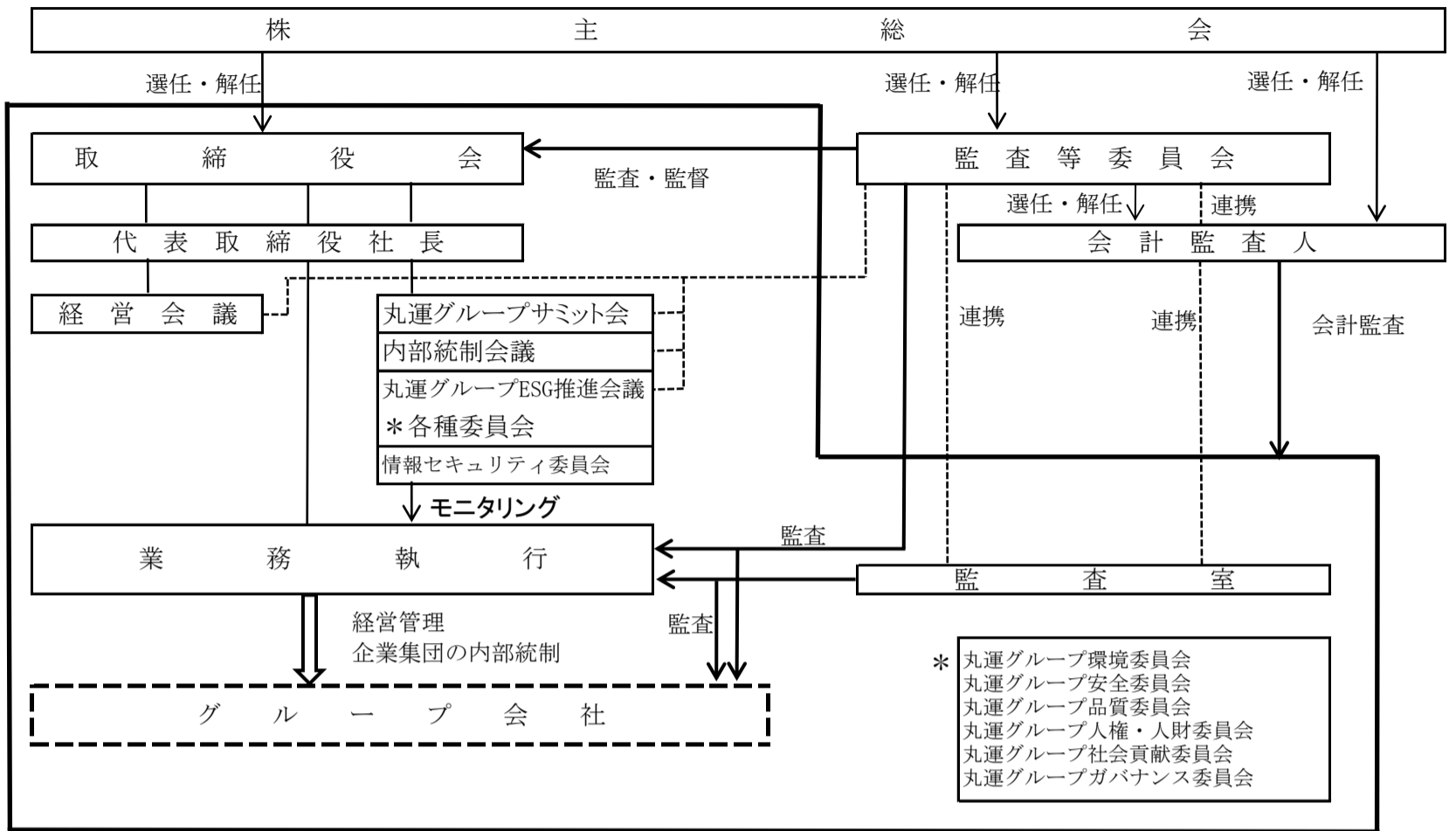
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

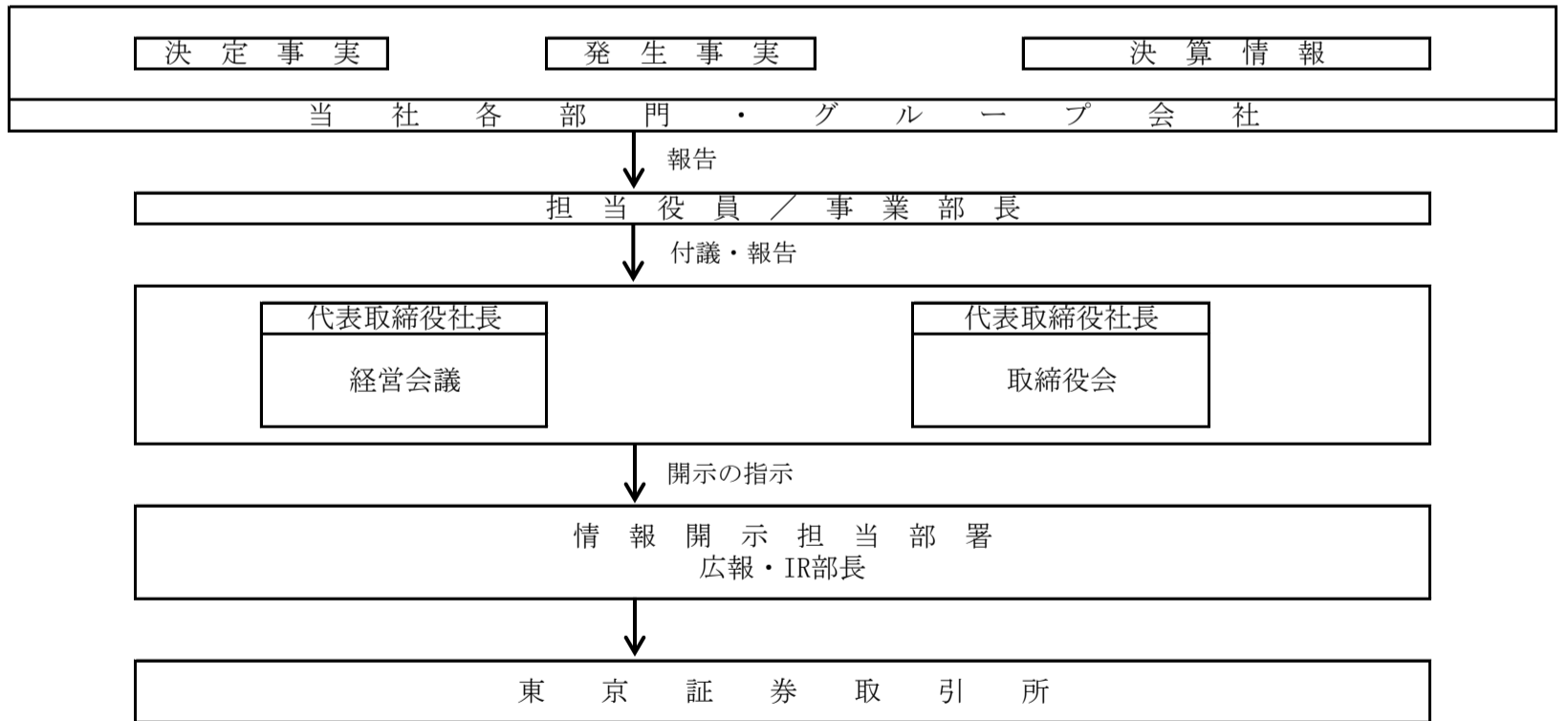
なし

【模式図】

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要



【スキルマトリックス】

氏名	役職	スキル						
		企業経営	業界知見	財務会計	法務・コンプライアンス	人材開発	国際性	ESG
桑原 豊	代表取締役社長 社長執行役員	○		○				○
佐久間 成安	取締役	○	○					
植西 祐	取締役常務執行役員	○		○		○		
堀 一浩	取締役 (社外取締役)	○		○			○	
服部 裕	取締役監査等委員 (独立社外取締役)	○		○				
岡 香里	取締役監査等委員 (独立社外取締役)				○		○	
中澤 謙二	取締役監査等委員 (社外取締役)		○		○			
有野 一馬	取締役監査等委員 (独立社外取締役)		○					○

※各人の有するスキルのうち最大3つに○をつけています。

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。